

# 非常勤ホームヘルパー就業規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この就業規則は、\_\_\_\_\_ (以下「\_\_\_\_\_」という。) において雇用する非常勤ホームヘルパーの登録、採用、労働条件、サービスその他の就労に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この就業規則は、\_\_\_\_\_ が雇用するホームヘルパーのうち、月契約非常勤ホームヘルパー (以下「ヘルパー」という。) について適用する。

2 月契約非常勤ホームヘルパーとの労働契約の内容は、この就業規則の定めるところによる。変更した場合も同様とする。

(遵守義務)

第3条 \_\_\_\_\_ およびヘルパーは、この規則を守り、互いに協力して誠実に職務の遂行、事業の発展に努めなければならない。

## 第2章 登録および雇入れ

(登録)

第4条 \_\_\_\_\_ において、非常勤のホームヘルパーとして、就労を希望する者は、雇入れ希望登録者名簿に登録しなければならない。

2 登録に当たっては、次の書類を\_\_\_\_\_ に提出しなければならない。ただし、事情によっては、その一部の省略を認めることがある。

- (1) 履歴書 (写真添付)
- (2) 資格証 (写し)
- (3) 健康診断書
- (4) 就労可能な日、時間等に関する申告書 (以下「就労可能申告書」という。)
- (5) 運転免許証 (写し)
- (6) その他 \_\_\_\_\_ が必要と認めて示した書類

(雇入れ)

第5条 \_\_\_\_\_ は、利用者からのサービス提供の申込みに対応するため登録者の中から雇入れを

行おうとするときは、次条に規定する雇入通知書の記載事項の内容を示して連絡し、協議が整えば雇入れを行う。

2 雇入れられたヘルパーは、雇入れの日から2週間以内に次の書類を\_\_\_\_\_に提出しなければならない。ただし、第2回目からの更新時には、特に定めた場合以外は提出を要しないものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 住民票記載事項証明書
- (3) その他\_\_\_\_\_が必要とする書類

#### (雇用契約)

第6条 ヘルパーの雇用形態は、月契約の非常勤雇用とする。

2 \_\_\_\_\_は、雇入れに際して、具体的な労働条件等を明記した雇入通知書を交付する。この雇入通知書には、雇入月の月間勤務表を添付するものとする。ただし、2回目以降の雇入れに際して、月間勤務表の記載事項以外の労働条件で前回と変更がないものについては、その旨を付記した月間勤務表を交付して雇入通知書に代えることがある。

3 雇用期間は1カ月とし、その始期および終期は、原則として前項の月間勤務表の始期および終期とする。

#### (就業の場所)

第7条 ヘルパーの就業の場所は、\_\_\_\_\_を中心とする\_\_\_\_\_の業務地域にある介護サービス利用者(以下「利用者」という。)の居宅およびその介護のために必要な関連の場所とする。

2 各人の契約期間中の就業場所は、雇入通知書(月間勤務表)において訪問先を指定する。ただし、利用者の都合等により、他の利用者宅等に変更することがある。

#### (業務の範囲)

第8条 ヘルパーの従事する業務は、訪問介護サービスの提供およびこれに関連する附帯業務とする。ただし、都合により、\_\_\_\_\_が行う他の介護サービス業務または事務その他の関連業務に従事させることがある。

## 第3章 勤務日および勤務時間

#### (労働時間の原則)

第9条 ヘルパーの所定労働時間は、1週30時間以内とし、休日が4週を通じて4日以上となるよう月ごとに定める。

#### (月間勤務表による勤務)

第10条 各人の勤務日および勤務時間並びに月間所定労働時間数は、本人の就労可能申告書を考慮し

て、月間勤務表（雇入通知書）において訪問先利用者と併せて決定する。

（変更調整）

第11条 前条の月間勤務表で定めた具体的な勤務日および勤務時間については、ヘルパーの都合により、または利用者および\_\_\_\_\_の都合により、その日の前日までの申し出により、これを変更することができる。

（始業・終業の時刻）

第12条 始業時刻は月間勤務表に定める各勤務日の最初の訪問先（利用者）の訪問時刻とし、終業時刻はその日の最後の訪問先（利用者）の退出時刻とする。

ただし、利用者の都合等のため、または\_\_\_\_\_（事業所）への立寄り等のため、事前にこれを繰り上げまたは繰り下げることができる。

（時間外労働）

第13条 勤務日とされた日の所定の勤務時間について、\_\_\_\_\_は、利用者および\_\_\_\_\_の都合により、その時間を超える勤務を命ずることがある。

（休日）

第14条 月間勤務表で勤務日と定めた日以外の日は、休日とする。ただし、業務の都合により、事前に特定して、勤務日と休日を振替えることがある。

（年次有給休暇）

第15条 ヘルパーが月契約雇用を6カ月以上（その後6カ月経過日からさらに1年以上）継続し、各月の月間勤務表で定められた所定勤務日（\_\_\_\_\_の責に帰すべき休業日を除く。）について、8割以上出勤した場合には、過去の所定勤務日数の合計数に応じて、次の日数の年次有給休暇（手当）を与える。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	6カ月	1年 6カ月	2年 6カ月	3年 6カ月	4年 6カ月	5年 6カ月	6年 6カ月
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

2 年次有給休暇の取得は、前日までに申し出なければならない。その日が事業の正常な運営を妨げる場合は、\_\_\_\_\_は他の日に変更することができる。

3 年次有給休暇の手当の額は、1日について、過去1年間（最初は6カ月間）の実績により、次の額とする。

$$\text{時間給の額} \times (\text{総労働時間数} \div \text{労働日数})$$

## 第4章 給与

### (基本給与)

第16条 ヘルパーの給与は時間給とし、その基本給与は従事する業務に応じて次の額を基準とする。ただし、\_\_\_\_\_長は経営状況により、給与を変更することができる。

サービス提供時間	1時間につき
早朝の業務(6:00~8:00)	1,800円
昼間の業務(8:00~18:00)	1,100円
夜間の業務(18:00~22:00)	1,800円

移動時間 \_\_\_\_\_ 県の最低賃金を適用する  
ミーティング・研修時間 1時間につき 1,100円

### (給与の決定)

第17条 ヘルパー各人に適用される給与は、月契約(月間勤務表)決定の際、雇入通知書またはこれに代わるもので示す。

### (休業手当)

第18条 利用者のキャンセル等\_\_\_\_\_の責に帰すべき事由が生じて勤務日または勤務時間の変更ができず就労不能(手空き時間)が生じた場合は、当該不就労日について、支払うべき給与の60%を支給する。ただし、利用者の予定変更等がわかって、前日までに勤務表が変更調整された場合は休業手当は支給しない。

### (給与の締切日および支払日)

第19条 給与は、各月の月間勤務表の15日をもって締切り、当該月の21日に支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は、その前日に支払う。また、締日、支給日については変更することができる。

### (給与の支払いおよび控除)

第20条 給与は、ヘルパーに対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税その他法令により控除すべきもの
  - (2) 労働者代表との控除協定により控除するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、ヘルパーが書面により申し込み、または同意した場合は、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

## 第5章 服務

### (服務の基本)

第21条 ヘルパーは、介護サービス事業の従事者として責任を自覚し、誠実に職務を遂行して、より良いサービスの提供と\_\_\_\_\_の社会的使命の達成に努めなければならない。

- 2 所属上司は、ヘルパーの人格を尊重し、常にこれを指導育成し、互いに協力して事業を推進し、明るい職場づくりと職場の活性化に努めなければならない。

### (服務の心得)

第22条 ヘルパーは、就労に当たり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 常に定められた時間を守り、自己の責任を自覚し、誠実に服務に努めること
- (2) 利用者に対して常に親切丁寧な態度で接し、介護サービス業務の専門職としてふさわしい身だしなみ、礼儀、言動をもって服務すること
- (3) \_\_\_\_\_および上司の指示のもと、他の専門職、同僚等と協力・協調し、より良いサービスの提供に努めること
- (4) 自らの健康を保持するとともに、自らが感染源や媒体とならないよう衛生管理を徹底すること

### (服務規律)

第23条 ヘルパーは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 在職中または退職後においても、業務上知り得た利用者の情報、\_\_\_\_\_の機密等を外部に漏らさないこと
- (2) サービスの提供に際して、\_\_\_\_\_から指示された業務の範囲を逸脱したり、専断的行為をしないこと
- (3) 職務に関し、金品の借用、贈与等の利益を受けたり、地位を利用して自己の利益を図る行為をしないこと
- (4) 勤務中みだりに就業の場所を離れたり、飲食、喫煙、酒気帯び勤務をしないこと
- (5) \_\_\_\_\_および利用者宅内の設備、備品を私用で使用するなど業務外の目的に使用しないこと
- (6) ヘルパーの立場を利用して、宗教活動や政治活動をしたり、業務に関係のない文書の配布、物品の販売等をしないこと
- (7) 利用者に対して、不快にさせる性的な言動をしたり、緊急時を除く身体拘束、虐待等の身体的、精神的苦痛を与える行為をしないこと
- (8) その他\_\_\_\_\_の信用を傷つけ、または不名誉となる行動をしないこと

### (二重就業の制限)

第24条 ヘルパーは、他の企業や団体もしくは事業所の役員もしくは職員等を兼務する場合には、\_\_\_\_\_に届出なければならない。

- 2 ヘルパーは\_\_\_\_\_以外または機関等の求めに応じて、業務に関する講演、執筆等を行う場合には、あらかじめ\_\_\_\_\_の許可を受けなければならない。

(欠勤等の連絡)

- 第25条 病気その他やむを得ない事由により勤務ができない場合は、できるだけ早く（遅くとも前日までに）\_\_\_\_\_に連絡し、月間勤務表の変更調整を受けなければならない。
- 2 緊急その他やむを得ない事由により、当日の勤務ができないときまたは遅刻せざるを得ないときは、速やかに\_\_\_\_\_に連絡しなければならない。
- 3 無断の欠勤・遅刻は、厳にあってはならない。

(損害の弁償)

- 第26条 ヘルパーが、故意または重大な過失によって、\_\_\_\_\_に損害を与えたときは、\_\_\_\_\_は、その価格の限度において、損害賠償を請求し、または求償権を行使することがある。

(機密保持および退職後の競業禁止)

- 第27条 ヘルパーは、自己の職務に関する否とを問わず、\_\_\_\_\_の内部事項または業務上知り得た機密にかかる事項および\_\_\_\_\_の不利益となる事項をほかに漏らしてはならない。
- 2 前項の定めは、退職後も同様とし、\_\_\_\_\_が指定する特別機密にかかる職務に就いていた者については、退職後6ヶ月以内に同業他社への就職および同業での自営を禁じるものとする。
- 3 コンピュータ等を使用するにあたっては、業務以外の目的で使用してはならない。また、フロッピーディスク等を許可なくコピーしてはならない。
- 4 前3項に違反した場合には、退職金の支払いを停止するほか、第26条の定めに基づいて損害賠償を請求することがある。

(事故報告等)

- 第28条 ヘルパーは、次の各号の事故、災害等を発生させ、または被災したときは、速やかに\_\_\_\_\_長に報告し、指示を受けなければならない。
- (1) ヘルプ作業中、人身事故またはその他の事故が発生したとき
  - (2) 自動車で交通事故を発生させたとき
  - (3) 出張中、事故により被災し、または病気にかかったとき
  - (4) 業務中に身体の異常が生じたとき
  - (5) 通勤途上に交通事故を発生させ、または被災したとき
  - (6) その他前各号に準ずる事故が発生したとき

(活動状況の報告)

- 第29条 自宅から利用者宅に直行・直帰するヘルパーは\_\_\_\_\_が指示するところにより、所要の

業務連絡・報告を行わなければならない。

(ミーティング)

第30条 ヘルパーは、\_\_\_\_\_の指示するところにより、ケアカンファレンス、ミーティング等に参加しなければならない。

## 第6章 安全衛生および災害補償

(安全衛生の保持)

第31条 \_\_\_\_\_は、ヘルパーが常に健康で安全に就業できる必要な措置を講じる。

- 2 ヘルパーは、常に心身ともに健康で働くことができるよう努力しなければならない。
- 3 ヘルパーは、各種の事故・災害の防止および保健衛生を確保するために、定められたマニュアルおよび所属長の指示を誠実に遵守しなければならない。
- 4 ヘルパーは、病毒伝播のおそれがある病気にかかったときは、直ちに上司に報告しなければならない。
- 5 \_\_\_\_\_(利用者)の心身に異常があることを発見したときは、直ちに上司に報告し、指示を仰がなければならない。
- 6 衛生上有害な業務に従事するときは、所定の保護具を使用しなければならない。
- 7 保健衛生上実施される防疫の措置に従うとともに、進んで協力しなければならない。

(健康診断)

第32条 \_\_\_\_\_は、ヘルパーの雇入れの際、健康診断を行う。また、勤務が継続した場合には、その後毎年1回定期健康診断を行う。ただし、法定の健診項目について他の健康診断を受診し、その結果を\_\_\_\_\_に提出した場合は、これに代えることができる。

- 2 健康診断の結果は、本人に通知する。ヘルパーはその結果に従って、健康の保持増進に努めなければならない。
- 3 健康診断の結果、必要と認めるときは、\_\_\_\_\_は、就業の停止、治療その他保健衛生上必要な措置をとることがある。

(感染症の予防)

第33条 ヘルパーは、就労に当たっては、感染症にかからないためおよび利用者を感染症から守るため、手指の消毒、手袋等の使用を励行しなければならない。

(就業禁止等)

第34条 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっている者、疾病のため他人に害を及ぼすおそれのある者その他医師が就業を不相当と認めた者については、就業を禁止する。

(災害補償)

第35条 ヘルパーが業務上の負傷、疾病または死亡した場合は、労働基準法および労働者災害補償保険により災害補償を行う。

(事故・災害防止)

第36条 ヘルパーは、次の各号を遵守し、事故および災害の防止に努めなければならない。

- (1) 安全は、すべてに優先する精神で作業を行うこと
- (2) 機械・器具の安全装置、保護具、標識等の危害防止装置を取り除き、またはその機能を失わせないこと
- (3) 危険物、有害物を取り扱う場合には、上司の指示に従い、細心の注意を払うこと
- (4) 正規の通路でない場所および立入禁止区域を通行、または立ち入らないこと
- (5) 火気、電気、ガス等を使用した場合は、その始末を確認すること
- (6) 消火器の位置およびその使用方法並びに非常の際の退避の方法を心得ておくこと
- (7) 無資格者は、資格を必要とする作業には従事しないこと
- (8) 喫煙は、定められた場所で行うこと
- (9) 職場の整理・整頓に努め、業務の効率化に寄与すること
- (10) \_\_\_\_\_(利用者)に、入浴、清拭時等には危険な行動をとらせないこと
- (11) \_\_\_\_\_(利用者)の身体を不当に拘束しないこと
- (12) その他上司から指示・指導されたことを遵守すること

(交通事故防止)

第37条 ヘルパーは、車輛の運転をすると否とを問わず、交通法令、交通マナーを遵守し、交通安全の確保と交通事故の防止に努めなければならない。

- (1) 常に車輛の点検整備を行い、安全運行の保持に努めること
- (2) 運行中は交通法令を遵守し、交通マナーの向上に努めること
- (3) 心身の故障により、安全運転に支障をきたす心配があるときは遠慮なく上司に申し出ること
- (4) 気象情報、交通情報に常に留意し、安全運行と効率的運行に努めること
- (5) 利用者の乗降に際しては、最後の一人まで安全を十分に確認してから発車すること
- (6) 車輛を離れるときは必ずロックし、また作業終了後はキーを所定の場所に保管し、他人の無断使用および盗難防止に努めること
- (7) 施設の車輛に業務上必要でない他人を便乗させ、または他人の荷物を運搬しないこと
- (8) 運行中、交通事故を発生させ、もしくは被災し、または車輛が故障して、運行不能になったときは、その概要を上司に報告して指示を受けること
- (9) 運行中、交通事故を発生させたときは、被災者の救護、警察への通報等、加害者としての義務を誠実に果たすこと
- (10) 許可なく、\_\_\_\_\_の車輛を私用に使用しないこと
- (11) ヘルパーは、マイカー通勤にあたっては、次の事項を遵守すること
  - ①許可なく、私有車を業務に使用しないこと

- ②任意保険に加入すること
- ③通退勤の途中、みだりに他人を便乗させないこと
- ④交通事故を発生させ、または被災したときは、事後遅滞なく上司に報告すること
- ⑤飲酒運転は、絶対にしないこと
- ⑥通勤経路は、勝手に変更しないこと
- ⑦その他上司の指示・指導されたことを遵守すること

## 第7章 契約の終了

(契約の終了)

第38条 ヘルパーの雇用契約は、月間勤務表の末日をもって終了する。就労を求める仕事がない月は契約は締結されない。

- 2 \_\_\_\_\_は、月契約雇用が1カ月以上継続しているヘルパーについて、以後就労を求める仕事が継続的にないと見込まれるに至った場合は、その旨を1カ月前までに通知する。
- 3 ヘルパーが第23条に規定する服務規律に違反し、その情状が重いときは、契約期間中であっても解雇することがある。

(勤務最高年齢)

第39条 ヘルパーの勤務最高年齢は満65歳とし、65歳に達した日の属する給与締切日を超えては雇用契約を更新しないものとする。

(退職の申出)

第40条 ヘルパーが自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも、30日前までに所属長を経て退職届を提出しなければならない。

(退職時の返還)

第41条 ヘルパーが退職し、または解雇されたときは、必要な職務引継ぎを行い、身分証明書、健康保険被保険者証、制服、その他の貸与品を直ちに返納し、\_\_\_\_\_に債務があるときは、退職の日までにこれをすべて弁済しなければならない。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。